

一、政治講習會、政治學校、巡回講習會、ハンズオン
 の作製、その他教育事業の一切に従ふ。
 二、組織部、本会の組織、宣伝、政治行動、友誼団体との連
 絡、政党構止の促進等を司す。
 三、婦人部、実在婦人の組織、教育、調査、等、婦人間
 題に關する事項を取扱ふ。
 四、出版部、機関雜誌、機関新聞の編輯並に發行、其
 他不定期刊行物の出版を司す。
 五、経理部、事業入活動中費、音楽會、附屬募集その他
 本会の財政計画の樹立及び執行

會計

一、會計、会費に就いて。支部会員に対し毎月式拾毫の本部費を徴収する。
 二、支部、会員に取つては負担に耐へない事情にある人もあるであらう。
 三、しかし、実業階級運動に於ては、会費に依ることなき原則とする。
 四、殊に政治運動に於ては、一層多額の負擔を要し、しかも、(前掲)の如
 く、階級運動の危險がある。よつて、支部に於ては、必ずしも負担に耐へ
 ず、(二)として他の支部を補助し、且つ、危險から完全に免れる
 こととして、計はたせらるべきである。
 五、本部費式拾毫といふは、それは簡単に本部を維持するための、
 最低の經費費を定むるに不足するの事情にある。
 六、本部費に耐へない支部を補助するに、(一)政治行動部(二)婦人部
 (三)経理部(四)出版部(五)その他、各部の補助費を定むるべきである。
 七、本部費に耐へない支部を補助するに、(一)政治行動部(二)婦人部
 (三)経理部(四)出版部(五)その他、各部の補助費を定むるべきである。
 八、本部費に耐へない支部を補助するに、(一)政治行動部(二)婦人部
 (三)経理部(四)出版部(五)その他、各部の補助費を定むるべきである。